

考えられる「国民投票におけるCM規制」のあり方（メモ）

(A) CM量の賛否平等取扱いに関して「法的規制」を行う場合

《直接的規制》

例えば…

- ・ 全ての主体について発議後全期間禁止
- ・ 政党のみ発議後全期間禁止（あるいは、上限設定）

《間接的規制》

例えば…

- ・ 運動資金規制（収支透明化・支出限度額等）

(B) 「自主的取組」によりCM量の賛否平等取扱いを実現する場合

《出し手側の自主的取組》

例えば…

- ・ 政党間の申合せ（紳士協定）により、CM出稿を自粛（あるいは、上限設定）

《受け手側の自主的取組》

〔現行法では、放送事業者の自主的取組として放送法と民放連「考査ガイドライン」等〕

例えば、放送事業者のほかにも…

- ・ 新聞・雑誌社の自主的取組
- ・ ネット事業者の自主的取組

(C) 自主的取組を後押しするために何らかの「法的措置」を定める場合

《受け手側の自主的取組の後押し》

例えば…

- ・ 各事業者の自主的取組を求める旨の「訓示規定」
- ・ 国民投票広報協議会による各事業者の自主的取組に関する「ガイドラインの作成」

(D) 国民投票広報協議会の活動を充実強化する場合

《賛否平等の公営広報を充実》

例えば…

- ・ CMを含めてその広報活動全般について賛否平等が法定されている国民投票広報協議会の活動を、法的措置又は運用によって充実強化